

2024年3月7日  
全国港湾23発第69号  
港運同盟発24-第11号

経済産業省 商務・サービスグループ  
商務・サービス審議官 茂木 正 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 真島 勝重

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 足立 賢次

## 港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

### 記

#### 1. 石炭火力フェードアウトに向けた状況について（資源エネルギー庁）

(1) 現在、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、中東紛争の激化により原油や天然ガスの価格が高騰し、世界各国では、エネルギー政策の転換が進んでいます。つきましては、日本における脱炭素化に向けた電力需給政策及び火力発電を取り巻く状況、石炭の安定供給確保に向けた進捗状況の説明を求めます。

(2) これまで資源エネルギー庁は「電力の安定供給は大前提」と説明していますが、非効率石炭火力への依存度が高い地方の電力会社はすでにフェードアウトに向けた施策を表明しています。つきましては、石炭荷役作業を引き受けている港湾運送事業の存続や港湾労働者の雇用問題などに向けた具体的な説明が重要視されることから貴庁を通じて、石炭供給を担う企業（商社等）及び地元電力会社に港湾労働組合の意向を伝えることを強く求めます。

(3) 今後、直面しかねない混乱に対する現実的な解決策など円滑に協議をすすめるための取り組みが求められます。つきましては、脱石炭に向けた代替的な政策等の情報交換及び意見交換ならびに、公正な移行（GX 基本法案に対する付帯決議）を実現することを目的に政策所掌官庁である資源エネルギー庁、港湾運送所掌官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「政労使会議」を設置し、具体的な対策を講じることを求めます。

## 2. 港湾運送料金の適正収受について（経済産業省）

(1) 2022年（令和4年）7月に国交省港湾局は港湾運送サービスを船社や荷主に対して持続的に安定して提供できるよう港湾荷役の実態や適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定しました。とりわけ、同アクションプランの中で「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が不可欠である」としています。つきましては、貴省と国土交通省、中小企業庁と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金の適正収受を「後押し」していただきますよう求めます。

(2) 「人材確保」「労働条件整備」「賃金向上」を行なわないと人材不足になるという産業は2024年問題での「トラック産業」「建設産業」などがあります。トラック産業では、国交省が「標準的運賃」などの対策を行なっています。建設産業でも国交省は建設業の賃金のもとになる労務費の目安を設け、とび職や鉄筋工など職種ごとに標準的な水準を示しています。このように他産業で実施されている取り組みを港運産業にも適用させるなど、港湾運送料金の適正収受を反映させるための施策として、港湾運送業界においても2023年7月21日に創設した「トラックGメン」と同様に荷主の適正料金支払いの監視を強化する「港運Gメン（仮称）」創設を求めます。

(3) 港湾運送料金については、依然として深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。つきましては、貴省と国土交通省、厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の見直し、同施策に応じない船社・荷主（団体）に対しては会社名を公表させるなどの行政指導を求めます。

### 3. 港湾の通過貨物対策について（経済産業省）

近年、コンテナラウンドユースの進展やインランドデポの拡大によって、港湾を通過する貨物が増加し、港湾運送事業者の業域と港湾労働者の職域が狭められています。

つきましては、コンテナラウンドユースやインランドデポの事業推進にあたって、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所掌官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との政労使による「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、必要な施策の改善と法整備を求めます。

### 4. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経済産業省）

依然として、ドライコンテナによる液体輸送が一般化しています。これまでの液体漏れ事故や横転事故を踏まえ、安全輸送を重視する立場からドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用するの液体輸送については「液体類専用タンクコンテナ」に切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。

### 5. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経済産業省）

海上コンテナ輸送を行う際「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっています。つきましては、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主団体に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させたいうで運送依頼をするよう求めます。

### 6. 自然災害対策について（経済産業省）

(1) 近年、頻発する自然災害の影響で港湾地区に甚大な被害を及ぼしています。港湾機能を停滞させないためにも貴省と国土交通省が連携を図りながら港運事業者及び港湾労働者が持続可能な救済措置を受けるべく制度の確立を求めます。

(2) 能登半島地震では、発生日時が1月1日という唯一の不稼働日ということで港湾労働者への被害は最小限に抑えられましたが、平日の発生であれば、被災者が多数出ることが予想できます。つきましては、貴省と国土交通省が連携を図りながら、港頭地区やコンテナターミナルにおける避難対策等を確認するとともに、避難場所の確保や耐震岸壁整備などについて、自然災害の影響を最小限にとどめる措置を講じるよう求めます。

(3) 能登半島地震は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在、事業運営もままならず、港湾労働者も就労する場を奪われています。港湾運送事業を維持・継続するためにも、被災した港湾施設の復旧なしに周辺港への貨物流出はあってはならず、被災港湾施設の早期復旧が最優先されるものと考えます。つきましては、被災した港湾運送事業者や国土交通省、当該運輸局との連携を図りながら荷主対策を含め、一日も早い復旧を行い、事業継続と雇用の場を確保するよう求めます。

#### 7. 商品発送時における「送料無料」表示について（経済産業省）

「送料無料」の表示については、物流産業に従事するすべての労働者の地位を低下させるものです。近年インターネット販売が増加傾向のもと「送料無料」の表示を全面に掲げながら販売促進をしている通販業者が増加していることから「送料込み」など費用負担を認識できる表示への見直しに向けた取り組みを求めます。

以 上